

平成26年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第8号)

平成26年度登米市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度登米市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,182,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,275,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		7,134,433	254,143	7,388,576
	1 市民税	2,991,365	182,343	3,173,708
	2 固定資産税	3,290,065	24,890	3,314,955
	4 市たばこ税	626,445	46,910	673,355
8 地方特例交付金		17,000	4,174	21,174
	1 地方特例交付金	17,000	4,174	21,174
9 地方交付税		19,180,791	△117,396	19,063,395
	1 地方交付税	19,180,791	△117,396	19,063,395
11 分担金及び負担金		316,229	2,238	318,467
	1 分担金	41,264	△2,045	39,219
	2 負担金	274,965	4,283	279,248
12 使用料及び手数料		726,496	△3,515	722,981
	1 使用料	311,737	△8,065	303,672
	2 手数料	414,759	4,550	419,309
13 国庫支出金		4,590,238	△468,629	4,121,609
	1 国庫負担金	2,906,916	△82,698	2,824,218
	2 国庫補助金	1,632,720	△385,910	1,246,810
	3 委託金	50,602	△21	50,581
14 県支出金		3,868,858	△222,457	3,646,401

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県負担金	1,172,861	2,119	1,174,980
	2 県補助金	2,450,874	△224,585	2,226,289
	3 委託金	245,123	9	245,132
15 財産収入		91,692	5,319	97,011
	1 財産運用収入	37,530	5,319	42,849
16 寄附金		7,858	4,198	12,056
	1 寄附金	7,858	4,198	12,056
17 繰入金		3,257,568	△380,364	2,877,204
	2 基金繰入金	3,129,566	△380,364	2,749,202
18 繰越金		197,265	393,640	590,905
	1 繰越金	197,265	393,640	590,905
19 諸収入		1,000,384	57,301	1,057,685
	4 受託事業収入	23,799	△1,774	22,025
	5 雑入	548,434	59,075	607,509
20 市債		5,303,500	△710,700	4,592,800
	1 市債	5,303,500	△710,700	4,592,800
歳	入	合	計	
		47,457,313	△1,182,048	46,275,265

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		313,209	△5,097	308,112
	1 議会費	313,209	△5,097	308,112
2 総務費		4,355,987	396,121	4,752,108
	1 総務管理費	3,591,529	399,661	3,991,190
	2 徴税費	425,863	△3,540	422,323
	3 戸籍住民基本台帳費	193,869	0	193,869
	5 統計調査費	34,319	0	34,319
3 民生費		11,913,222	△248,866	11,664,356
	1 社会福祉費	6,215,344	△109,054	6,106,290
	2 児童福祉費	4,573,110	△66,157	4,506,953
	3 生活保護費	1,102,854	△73,655	1,029,199
4 衛生費		6,322,404	△170,899	6,151,505
	1 保健衛生費	1,540,621	△18,860	1,521,761
	2 清掃費	1,817,398	7,704	1,825,102
	3 病院費	2,674,124	△42,871	2,631,253
	4 上水道費	290,261	△116,872	173,389
5 労働費		1,153,775	△185,701	968,074
	2 失業対策費	1,065,089	△185,701	879,388
6 農林水産業費		3,023,053	△94,174	2,928,879

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	2,785,788	△93,046	2,692,742
	2 林業費	236,570	△1,128	235,442
7 商工費		997,883	△140,828	857,055
	1 商工費	791,325	△140,828	650,497
8 土木費		4,930,162	△558,818	4,371,344
	1 土木管理費	271,401	△290	271,111
	2 道路橋りょう費	2,713,144	△495,514	2,217,630
	3 河川費	59,493	△3,264	56,229
	4 都市計画費	114,664	△7,746	106,918
	5 下水道費	1,386,361	△30,453	1,355,908
	6 住宅費	385,099	△21,551	363,548
9 消防費		3,257,638	△2,296	3,255,342
	1 消防費	3,257,638	△2,296	3,255,342
10 教育費		4,876,356	△85,386	4,790,970
	1 教育総務費	691,906	△5,168	686,738
	2 小学校費	862,212	△18,457	843,755
	3 中学校費	635,120	△58,645	576,475
	4 幼稚園費	488,374	△2,263	486,111
	5 社会教育費	941,360	△853	940,507

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	373,592	0	373,592
12 公債費		6,196,626	△86,104	6,110,522
	1 公債費	6,196,626	△86,104	6,110,522
歳	出	合	計	
		47,457,313	△1,182,048	46,275,265

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業	2,193 <small>千円</small>
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業	11,705
	2 児童福祉費	児童福祉施設管理事業	135,336
4 衛生費	1 保健衛生費	保健施設管理事業	14,985
		サンクチュアリセンター管理運営事業	13,385
		住宅用太陽光発電システム設置事業	2,468
7 商工費	2 観光費	公園等管理事業	2,054
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	105,714
		橋りょう維持補修事業	134,300
	3 河川費	河川維持補修事業	17,756
	4 都市計画費	都市公園整備事業	10,000
		景観形成事業	10,400
	6 住宅費	住宅管理事業	18,766
災害公営住宅整備事業		113,789	
9 消防費	1 消防費	消防・救急無線デジタル化整備事業	815,554
		防火水槽設置事業	4,550
		消防出張所整備事業	182,500
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業	132,949
	3 中学校費	中学校管理運営事業	133,487
	4 幼稚園費	幼稚園管理運営事業	19,645
	5 社会教育費	公民館施設管理事業	68,483
		文化財保護事業	1,836

款	項	事業名	金額
		公民館類似施設管理事業	12,012
			千円
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,051
	4 その他公共施設等災害復旧費	長崎集会所災害復旧事業	13,458

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	千円 平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内
市民プール指定管理委託料（平成26年度追加分） （生涯学習課）	平成27年度	2,526
迫体育館、迫武道館及び新田総合運動場指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	1,011
迫梅ノ木公園指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	506
中田総合体育館、中田球場及び諏訪公園指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	681
豊里運動公園及び豊里花の公園指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	1,011
石越体育センター及び石越総合運動公園指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	466
津山若者総合体育館指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	253
津山林業総合センター指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度	143
迫公民館及び迫勤労青少年ホーム指定管理委託料（平成26年度追加分）（迫教育事務所）	平成27年度	28
北方公民館及び迫農村環境改善センター指定管理委託料（平成26年度追加分）（迫教育事務所）	平成27年度	202
新田公民館指定管理委託料（平成26年度追加分）（迫教育事務所）	平成27年度	234
米谷公民館、東和楼台コミュニティセンター及び不老仙館指定管理委託料（平成26年度追加分）（東和教育事務所）	平成27年度	986
米川公民館及び東和国际交流センター指定管理委託料（平成26年度追加分）（東和教育事務所）	平成27年度	656
錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム指定管理委託料（平成26年度追加分）（東和教育事務所）	平成27年度	617
南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、南方東郷運動広場、西郷公民館及び南方就業改善センター指定管理委託料（平成26年度追加分）（南方教育事務所）	平成27年度	2,524
こじか園指定管理委託料（平成26年度追加分）（生活福祉課）	平成27年度から 平成28年度まで	27,146
登米総合体育館、登米総合運動公園及び登米武道館指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成28年度まで	1,102
南方総合運動場、南方中央運動広場及び南方武道伝承館指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成28年度まで	2,022
米山体育館、吉田運動場及び中津山運動場指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成28年度まで	2,070

事 項	期 間	限度額
庁舎宿直業務委託料（石越総合支所）	平成27年度から 平成28年度まで	千円 8,527
し尿収集運搬業務委託料（衛生センター）	平成27年度から 平成28年度まで	し尿収集10リットル当たりの作業単価について、66円96銭を限度とする。
施設管理業務委託料（平成26年度追加分）（衛生センター）	平成27年度から 平成28年度まで	9,260
カラーコピー機借上料（農林政策課）	平成27年度から 平成28年度まで	933
豊里公民館、豊里多目的研修センター、平筒沼農村文化自然学習館指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成29年度まで	7,830
石越公民館指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成29年度まで	3,401
日直業務委託料（迫庁舎外8施設）	平成27年度から 平成29年度まで	53,801
印刷機借上料（南方総合支所）	平成27年度から 平成29年度まで	700
電話設備保守点検業務委託料（南方総合支所）	平成27年度から 平成29年度まで	618
冷温水発生機保守点検業務委託料（視聴覚センター）	平成27年度から 平成29年度まで	605
浅水ふれあいセンター指定管理委託料（平成26年度追加分）（生涯学習課）	平成27年度から 平成30年度まで	696
機械警備業務委託料（視聴覚センター）	平成27年度から 平成30年度まで	265
機械警備業務委託料（クリーンセンター）	平成27年度から 平成30年度まで	504
議会映像配信業務委託料（議会事務局）	平成27年度から 平成31年度まで	6,968
コピー機借上料（市長公室）	平成27年度から 平成31年度まで	1,491
機械警備業務委託料（米山児童館外27施設）	平成27年度から 平成31年度まで	35,229
機械警備業務委託料（登米庁舎外30施設）	平成27年度から 平成31年度まで	31,101
機械警備業務委託料（迫庁舎外21施設）	平成27年度から 平成31年度まで	33,146
機械警備業務委託料（中田庁舎外14施設）	平成27年度から 平成31年度まで	22,367
機械警備業務委託料（南方庁舎外12施設）	平成27年度から 平成31年度まで	21,002
会議録反訳並びに検索システム用データ調整及び保守管理業務委託料（議会事務局）	平成27年度から 平成31年度まで	27,314
コピー機借上料（会計管理室）	平成27年度から 平成31年度まで	1,523
宮城県・市町村共同電子申請サービス負担金（企画政策課）	平成27年度から 平成31年度まで	1,651

事 項	期 間	限度額
コピー機借上料（生活福祉課）	平成27年度から 平成31年度まで	千円 2,586
迫老人福祉センター指定管理委託料（長寿介護課）	平成27年度から 平成31年度まで	31,495
登米老人福祉センター指定管理委託料（長寿介護課）	平成27年度から 平成31年度まで	11,830
中田老人福祉センター指定管理委託料（長寿介護課）	平成27年度から 平成31年度まで	24,010
東和地域福祉センター指定管理委託料（長寿介護課）	平成27年度から 平成31年度まで	32,930
石越福祉センター指定管理委託料（長寿介護課）	平成27年度から 平成31年度まで	12,545
コピー機借上料（登米保育所）	平成27年度から 平成31年度まで	778
コピー機借上料（米谷保育所、東和子育て支援センター、米谷幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	862
コピー機借上料（登米児童館）	平成27年度から 平成31年度まで	1,128
コピー機借上料（豊里保育園）	平成27年度から 平成31年度まで	972
印刷機借上料（中田児童館）	平成27年度から 平成31年度まで	985
米山総合保健福祉センター指定管理委託料（健康推進課）	平成27年度から 平成31年度まで	28,160
豊里地域産物活用施設機械警備業務委託料（農林政策課）	平成27年度から 平成31年度まで	409
印刷機借上料（新田小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	759
コピー機借上料（北方小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,361
コピー機借上料（登米小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,350
印刷機借上料（米谷小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	206
コピー機借上料（米川小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,556
コピー機借上料（上沼小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,400
コピー機借上料（浅水小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,556
コピー機借上料（米山東小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,361
印刷機借上料（石越小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,439
コピー機借上料（柳津小学校）	平成27年度から 平成31年度まで	821

事 項	期 間	限度額
コピー機借上料（新田中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	千円 1,258
コピー機借上料（登米中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,512
印刷機借上料（登米中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,232
印刷機借上料（東和中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,439
コピー機借上料（豊里中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,426
印刷機借上料（豊里中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,374
印刷機借上料（津山中学校）	平成27年度から 平成31年度まで	1,010
コピー機借上料（東佐沼幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	1,284
コピー機借上料（北方幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	1,296
印刷機借上料（豊里幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	1,329
コピー機借上料（石越幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	1,296
コピー機借上料（南方幼稚園）	平成27年度から 平成31年度まで	985

第4表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
協働のまちづくり支援事業	千円 5,500	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
環境衛生事業	2,000			
里山再生事業	1,900			

2. 廃止

起債の目的	限度額
社会福祉事業	千円 500
塵芥処理施設整備事業	449,200
みやぎの豊かな森林づくり事業	300
橋りょう整備事業	6,800
教育施設整備事業	10,200

3. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防犯施設整備事業	千円 124,900	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 120,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
老人福祉事業	22,500				21,100			
児童福祉事業	14,900				12,100			
健康診査事業	44,500				44,100			
予防接種事業	27,000				27,600			
病院事業	42,000				26,400			
上水道事業	213,600				17,400			
森林病虫害防除事業	9,000				8,100			
林業構造改善事業	6,000				4,000			
林道整備事業	6,900				5,700			
道路整備事業	819,600				592,500			
通学路整備事業	68,100				35,500			
街なみ環境整備事業	4,200				4,100			
消防施設整備事業	1,161,200				1,303,400			
義務教育施設整備事業	353,700				355,900			
保健体育事業	4,200				7,800			
社会教育施設整備事業	59,300				58,100			
臨時財政対策債	1,545,000	1,628,800						

国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)

議案第6号

平成26年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第5号）

平成26年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,033千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,714,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,681,581	△59,032	2,622,549
	1 国民健康保険税	2,681,581	△59,032	2,622,549
3 国庫支出金		2,950,878	△55,047	2,895,831
	1 国庫負担金	2,135,529	4,326	2,139,855
	2 国庫補助金	815,349	△59,373	755,976
4 療養給付費交付金		571,119	△52,707	518,412
	1 療養給付費交付金	571,119	△52,707	518,412
6 県支出金		613,576	△5,386	608,190
	1 県負担金	90,284	△8,883	81,401
	2 県補助金	523,292	3,497	526,789
7 共同事業交付金		1,294,180	35,562	1,329,742
	1 共同事業交付金	1,294,180	35,562	1,329,742
8 財産収入		277	3	280
	1 財産運用収入	277	3	280
9 繰入金		908,565	72,574	981,139
	1 他会計繰入金	621,352	75,352	696,704
	2 基金繰入金	287,213	△2,778	284,435
歳入合計		10,778,770	△64,033	10,714,737

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		180,233	△3,338	176,895
	1 総務管理費	139,220	△1,653	137,567
	2 徴税費	40,613	△1,685	38,928
2 保険給付費		6,806,627	△5,030	6,801,597
	1 療養諸費	5,980,936	15,139	5,996,075
	2 高額療養費	769,891	△20,169	749,722
7 共同事業拠出金		1,328,419	△55,668	1,272,751
	1 共同事業拠出金	1,328,419	△55,668	1,272,751
8 保健事業費		75,282	0	75,282
	1 特定健康診査等事業費	68,593	0	68,593
9 基金積立金		278	3	281
	1 基金積立金	278	3	281
歳 出 合 計		10,778,770	△64,033	10,714,737

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内 千円

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第4号)

平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第4号）

平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ803,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		489,549	9,510	499,059
	1 後期高齢者医療保険料	489,549	9,510	499,059
3 繰入金		307,571	△27,360	280,211
	1 一般会計繰入金	307,571	△27,360	280,211
歳入合計		821,308	△17,850	803,458

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,637	△2,189	48,448
	1 総務管理費	46,353	△2,000	44,353
	2 徴収費	4,284	△189	4,095
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		764,655	△15,661	748,994
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	764,655	△15,661	748,994
歳 出 合 計		821,308	△17,850	803,458

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	千円 平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

介護保険特別会計補正予算

(第5号)

平成26年度登米市介護保険特別会計 補正予算（第5号）

平成26年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,404,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,239,525	3,176	2,242,701
	1 国庫負担金	1,497,096	1,092	1,498,188
	2 国庫補助金	742,429	2,084	744,513
4 支払基金交付金		2,362,128	1,584	2,363,712
	1 支払基金交付金	2,362,128	1,584	2,363,712
5 県支出金		1,151,366	682	1,152,048
	1 県負担金	1,134,844	682	1,135,526
6 財産収入		98	△53	45
	1 財産運用収入	98	△53	45
7 繰入金		1,255,907	11,037	1,266,944
	1 一般会計繰入金	1,192,120	10,094	1,202,214
	2 基金繰入金	63,787	943	64,730
歳入合計		8,388,109	16,426	8,404,535

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		163,300	11,016	174,316
	1 総務管理費	88,593	11,870	100,463
	2 徴収費	4,721	△165	4,556
	4 認定事務費	69,813	△689	69,124
2 保険給付費		8,109,762	5,463	8,115,225
	4 高額介護サービス等費	116,650	5,463	122,113
5 基金積立金		98	△53	45
	1 基金積立金	98	△53	45
歳 出 合 計		8,388,109	16,426	8,404,535

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

千円

土地取得特別会計補正予算

(第3号)

平成26年度登米市土地取得特別会計 補正予算（第3号）

平成26年度登米市土地取得特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		439	200	639
	1 財産運用収入	439	200	639
2 繰入金		257,261	2,581	259,842
	1 他会計繰入金	47,279	2,581	49,860
歳入合計		257,710	2,781	260,491

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸支出金		257,700	2,781	260,481
	1 基金費	47,718	2,781	50,499
歳 出 合 計		257,710	2,781	260,491

下水道事業特別会計補正予算

(第4号)

平成26年度登米市下水道事業特別会計 補正予算（第4号）

平成26年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263,848千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,622,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		719,855	△419	719,436
	2 手数料	2,048	△419	1,629
3 国庫支出金		431,372	△95,230	336,142
	1 国庫補助金	431,372	△95,230	336,142
6 繰入金		2,179,623	△38,799	2,140,824
	1 一般会計繰入金	2,160,995	△38,799	2,122,196
9 市債		1,069,100	△129,400	939,700
	1 市債	1,069,100	△129,400	939,700
歳入合計		4,886,131	△263,848	4,622,283

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		944,664	△10,798	933,866
	1 総務管理費	267,778	△4,698	263,080
	2 施設管理費	676,886	△6,100	670,786
2 事業費		1,584,345	△247,969	1,336,376
	1 下水道施設整備費	1,584,345	△247,969	1,336,376
3 公債費		2,342,122	△5,081	2,337,041
	1 公債費	2,342,122	△5,081	2,337,041
歳 出 合 計		4,886,131	△263,848	4,622,283

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	270,335 ^{千円}
		農業集落排水施設整備事業	135,767

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内
下水道受益者負担金及び使用料賦課地検索システム構築委託料（下水道課）	平成27年度から平成31年度まで	20,499
水道事業所資産管理システム借上料（下水道課）	平成27年度から平成31年度まで	6,210

第4表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 754,800	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金については、 利率の見直し を行って後 は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	千円 629,600	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
浄化槽整備事業	99,300				95,100			

宅地造成事業特別会計補正予算

(第3号)

平成26年度登米市宅地造成事業特別会計 補正予算（第3号）

平成26年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		53,456	2,581	56,037
	2 財産売払収入	52,558	2,581	55,139
歳入	合計	268,487	2,581	271,068

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		267,588	2,581	270,169
	1 企業用地造成事業費	267,588	2,581	270,169
歳 出	合 計	268,487	2,581	271,068

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 企業用地造成事業費	大洞地区事業	<div style="text-align: right;">千円</div> 95,232

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	平成27年度	千円 平成27年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内